

静岡県

盛土規制法

住民周知措置実施ガイドライン

## 目 次

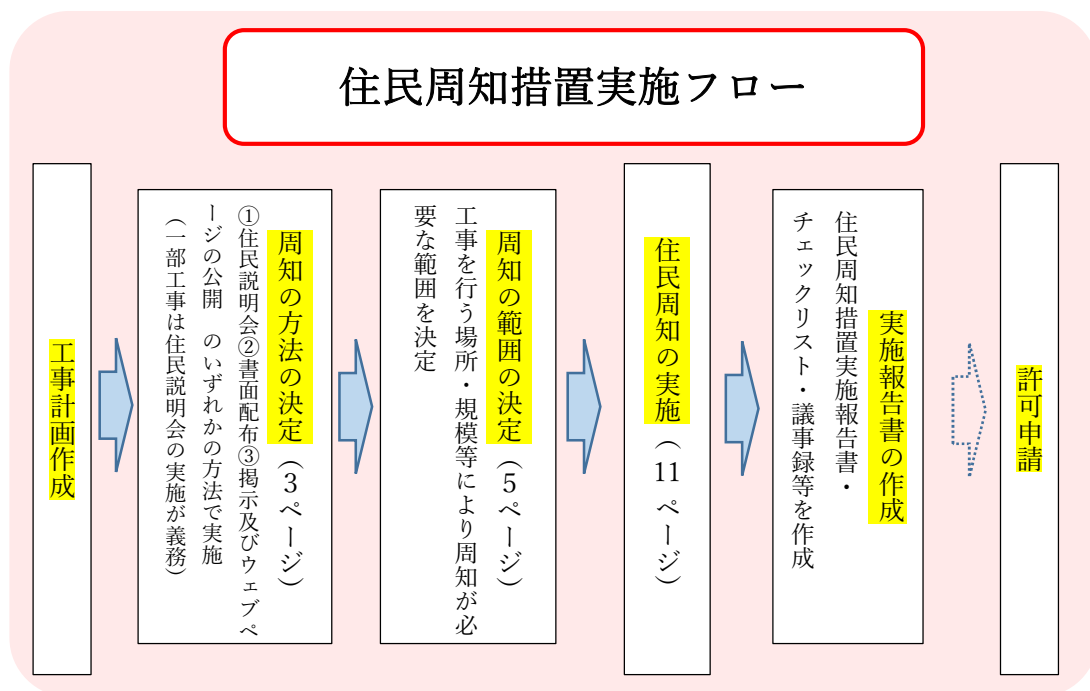
1	概 要.....	3
2	周知の方法.....	3
3	周知の内容.....	4
4	周知の範囲.....	5
5	周知措置の実施方法.....	11
6	Q&A.....	14
7	法 令.....	17

# 1 概要

宅地造成及び特定盛土等規制法（以下、「盛土規制法」という。）では許可申請を行う工事について、工事主に対し許可申請をする前に工事内容を周辺住民に周知することを義務付けています。

周辺住民への周知は、住民の不安を軽減し、地域との信頼関係を築く上で重要であり、十分な周知を行うことで工事開始後の住民とのトラブルを事前に回避することにも繋がります。

本書では、申請に必要な周知措置の実施方法について解説します。



# 2 周知の方法

盛土規制法では、周知の方法として以下の3つの方法を認めています。

- ① 工事の内容についての説明会の実施（以下、「住民説明会」という。）
- ② 工事の内容を記載した書面の配布（以下、「書面配布」という。）
- ③ 工事の内容の施行に係る土地及びその周辺の適当な場所への掲示と併用してインターネットを利用しての住民への閲覧の実施（以下、「掲示等」という。）

ただし「溪流等」で行われる「高さが15メートルを超える盛土」については必ず住民説明会により周知を行う必要があります。

※ 盛土規制法は住民説明会を必須とする土地をⅠ～Ⅲのとおり定めていますが、静岡県ではこれらに該当する土地を「溪流等」とし、静岡県ウェブサイトで公開しています。

Ⅰ 山間部における、河川の流水が継続して存する土地

- II 山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が I の土地に類する状況を呈している土地  
 III I, II の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあって、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地

### 3 周知の内容

工事主は、周辺地域の住民に対し、工事の内容を周知しなければなりません。周知する工事の具体的な内容は、次の事項を含む必要があります。

項目	具体例
工事主の氏名又は名称	株式会社●● 代表取締役 ●● ●●
工事が施行される土地の所在地	静岡県●●市●●区●● ●-●
工事施行者の氏名又は名称	株式会社●●建設 代表取締役 ●● ●●
工事の着手予定日及び完了予定日	着手予定 令和●年●月中旬 完了予定 令和●年●月下旬
盛土、切土又は土石の堆積の高さ (土石の堆積においては最大堆積高さ)	●m
盛土、切土又は土石の堆積をする土地の面積	約●●m <sup>2</sup>
盛土、切土又は土石の堆積の土量 (土石の堆積においては最大堆積土量)	約●●●m <sup>3</sup>
盛土又は切土の目的	宅地造成のための盛土

平面図、断面図等を用い場所・形状が分かる形で周知

また、工事の円滑な施行を確保するためには、周辺地域の住民の理解を得ることが必要となります。工事による周辺地域への影響を鑑み、次のような事項を合わせて周知することが考えられます。

項目	具体例
周辺環境への対策	粉塵防止のための養生シートの設置 通学時間帯の工事車両の通行制限
工事の時間帯	平日:8:00~17:00 土曜日:9:00~12:00 土曜・日曜日・祝日:実施なし。
工事車両のルート及び走行する時間帯	●●インターを下り、国道○○号線を●●(交差点名)を右折 (詳細は地図にて記載)
工事中の災害防止のための措置	落石防止柵、防災調整池の設置

## 4 周知の範囲

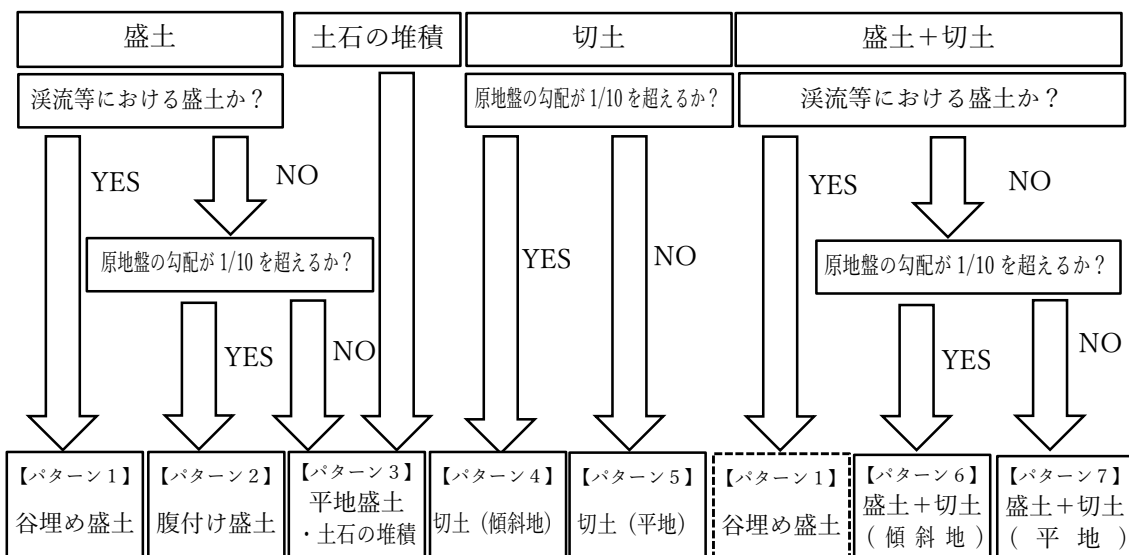
周知を行う範囲は、工事内容及び工事を行う土地を考慮し、適切に設定する必要があります。なお、実施方法ごとの周知の範囲の定義は、以下のとおりとなります。

- ① 住民説明会 →説明会の実施を周知する範囲
- ② 書面配布 →書面を配布する住居の範囲
- ③ 掲示等 →掲示箇所を生活圏に含む住民の範囲

まず、下記のフローチャートにより工事がどのパターンに該当するかを確認し、そのパターンごとに周知の範囲を決定します。

ただし地形の状況、工事の内容その他の事情により、より広範囲に周知措置を講ずることが望ましいケースもあり得ます。

工事主として、適切に必要な範囲に周知を実施してください。



※ 溪流等の範囲は、静岡県ウェブサイトで公表しています。

※ 土石の堆積であっても、傾斜地に構台等の構造物を設置し、その上で行う場合は、【パターン1】谷埋め盛土又は【パターン2】腹付け盛土と同様に周知の範囲を設定してください。

※ 原地盤の勾配については、盛土や切土をする箇所に勾配が1/10を超える箇所がわずかでも含まれる場合は原地盤の勾配が1/10を超える土地と判断します。

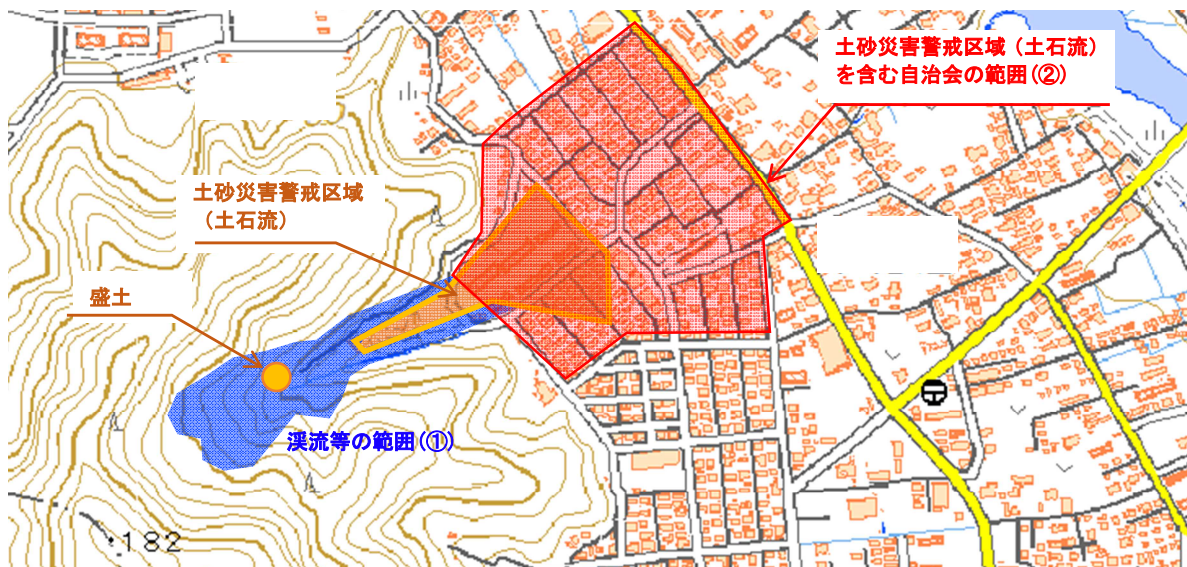
<参考>盛土の種類

種 類	定 義
谷埋め盛土	谷や沢を埋め立てて行う盛土
腹付け盛土	勾配 1/10 超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの
平地盛土	勾配 1/10 以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの

## 【パターン】谷埋め盛土

(1) 溪流等の下流に土砂災害警戒区域（土石流）が指定されている場合

⇒<周知の範囲>溪流等の範囲（①）＋土砂災害警戒区域（土石流）を含む自治会の範囲（②）

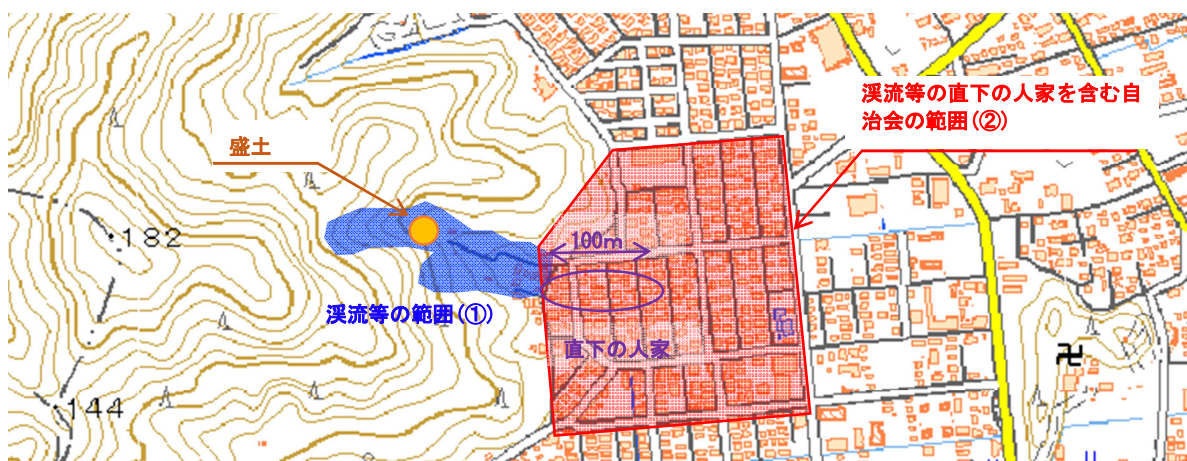


※ 盛土が溪流等がなく、土砂災害警戒区域内に存在する場合は、地形条件から腹付け盛土又は平地盛土に区分して周知の範囲を決定してください。

※ 土砂災害警戒区域（土石流）の範囲は、静岡県 GIS で公開しています。

(2) 溪流等の下流に土砂災害警戒区域（土石流）が指定されていない場合

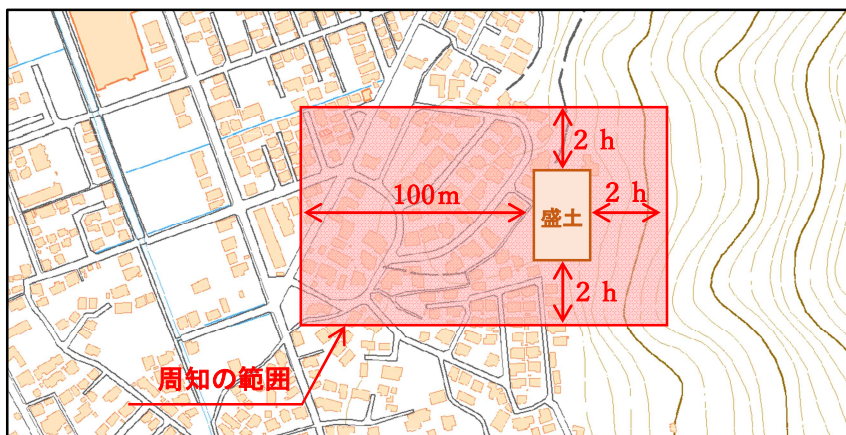
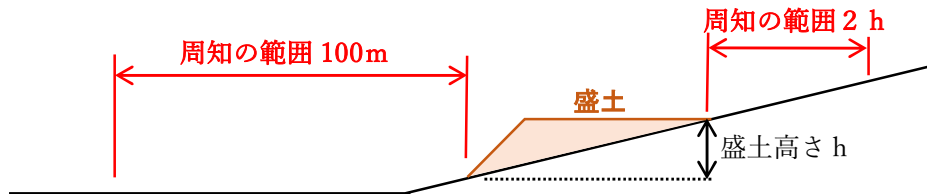
⇒<周知の範囲>溪流等の範囲（①）＋溪流等の直下の人家を含む自治会の範囲（②）



※ 「直下の人家」とは、溪流等の範囲から下流側へ 100m の範囲にある人家をいいます。

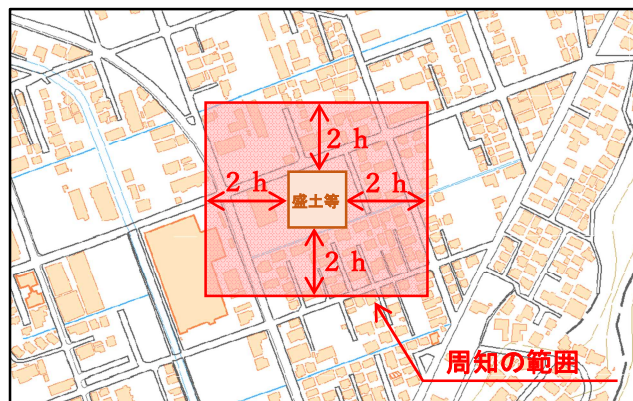
### 【パターン2】腹付け盛土

⇒<周知の範囲>盛土の境界（法尻）から盛土の最大高さ $h$ に対して水平距離 $2h$ （上限100m）の範囲（ただし、下流方向にはその範囲を斜面直角方向に100mに延長）



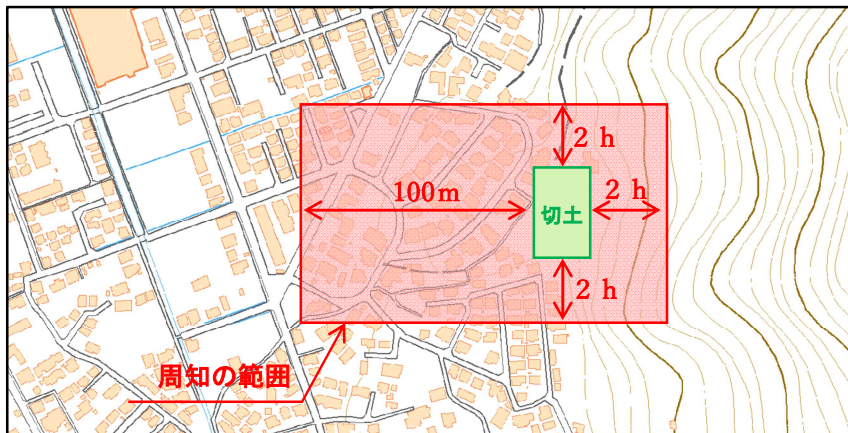
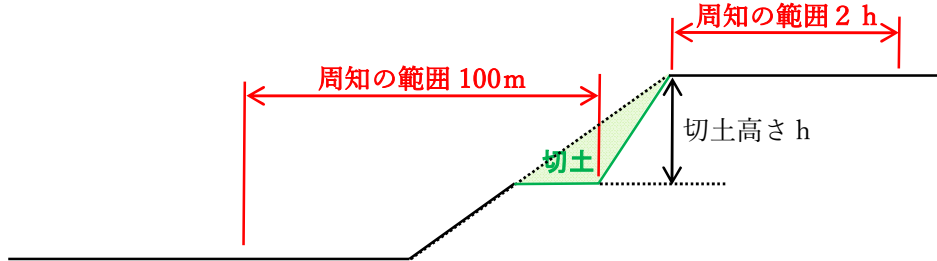
### 【パターン3】平地盛土・土石の堆積

⇒<周知の範囲>盛土等の境界（法尻）から盛土の最大高さ $h$ に対して水平距離 $2h$ （上限100m）の範囲



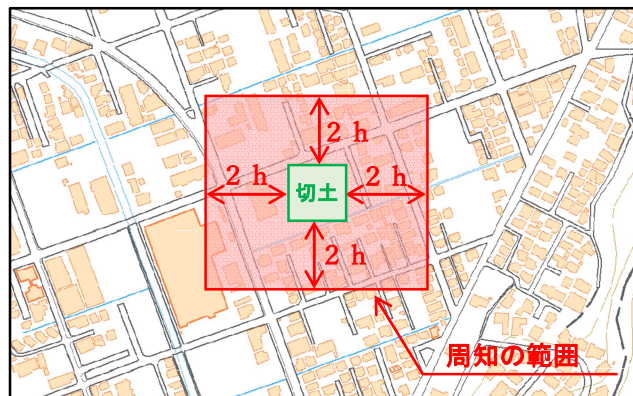
### 【パターン4】切土(傾斜地)

⇒<周知の範囲>切土の境界(法尻)から切土の最大高さ $h$ に対して水平距離 $2h$ (上限100m)の範囲(ただし、下流方向にはその範囲を斜面直角方向に100mに延長)



### 【パターン5】切土(平地)

⇒<周知の範囲>切土の境界(法尻)から切土の最大高さ $h$ に対して水平距離 $2h$ (上限100m)の範囲

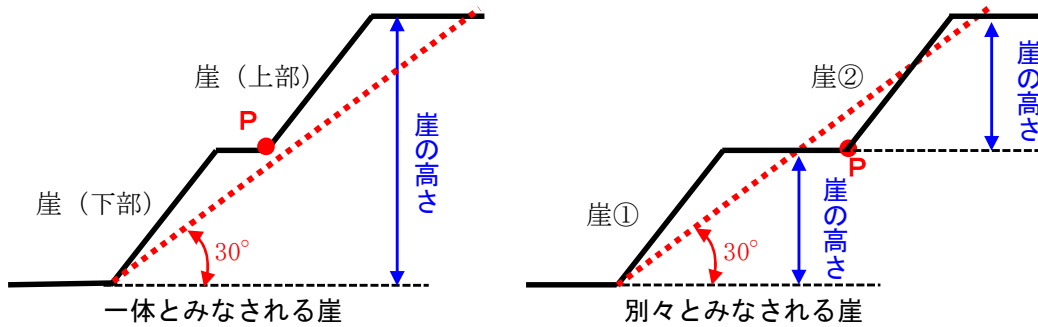




## 【パターン6】盛土+切土(傾斜地)

傾斜地で盛土と切土を同時に行う場合は、盛土と切土により一体の崖を形成するかどうかによって、周知範囲が異なります。

【前提条件】盛土規制法における一体の崖の判断

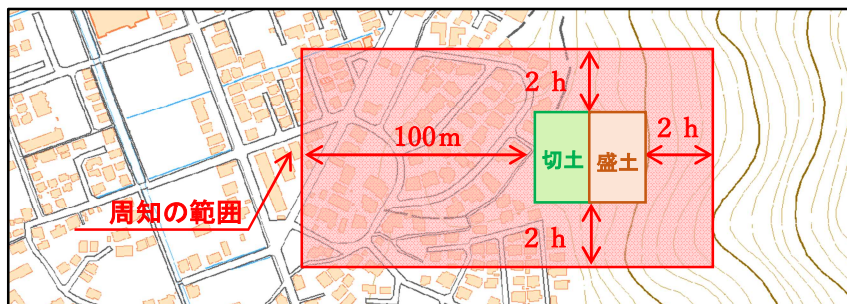
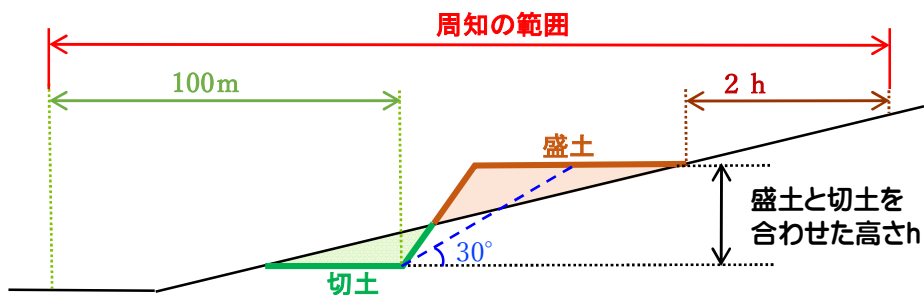


崖(下部)の下端からの30度を示す線分よりも崖(上部)の下端Pが上方にある場合、一体の崖とみなす。

崖①の下端からの30度を示す線分よりも崖②の下端Pが下方にある場合、別々の崖とみなす。

### (1) 盛土と切土が一体の崖を形成する場合

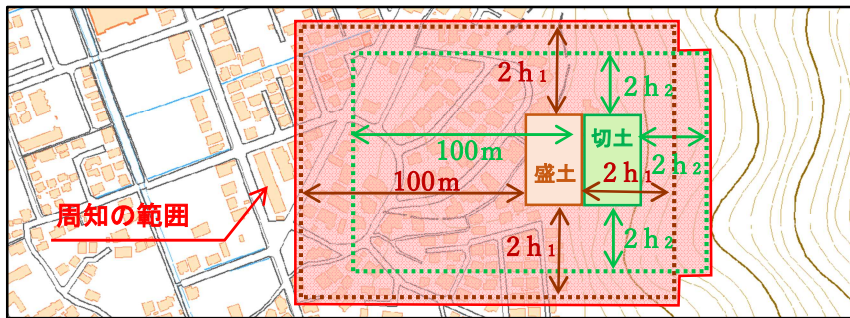
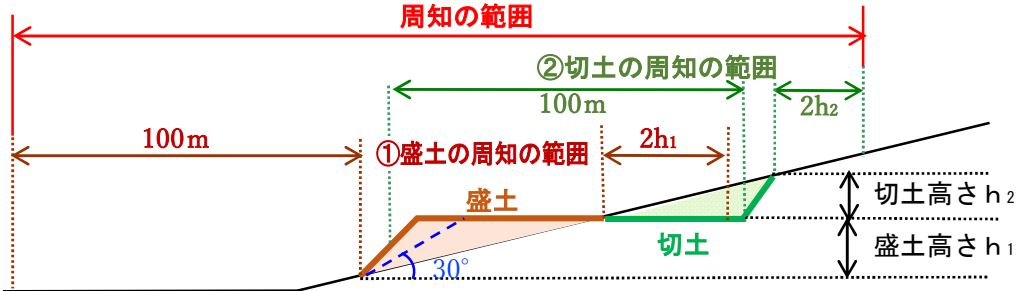
⇒<周知の範囲>盛土・切土の境界(法尻)から、その盛土と切土の高さを合わせた高さhに対して水平距離2hの範囲(上限100m。ただし、下流方向にはその範囲を斜面直角方向に100mに延長)



**(2) 盛土と切土が一体の崖を形成しない場合**

⇒<周知の範囲>以下の①②を合算した範囲

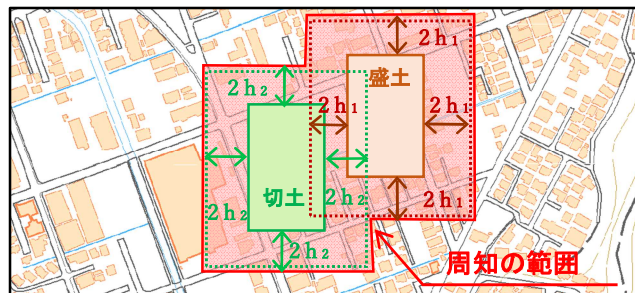
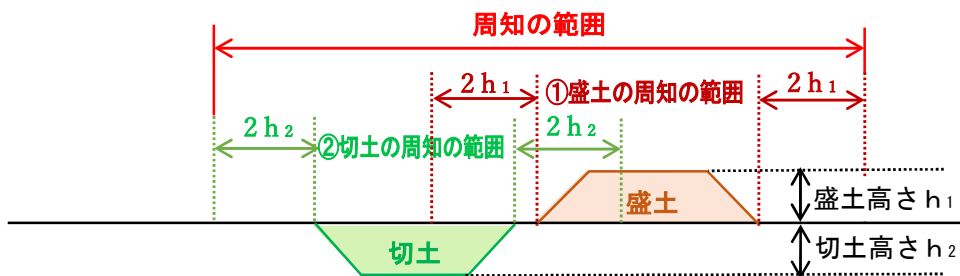
- ①盛土の境界（法尻）から、盛土の最大高さ  $h_1$  に対して水平距離  $2h_1$  の範囲（ただし、下流方向にはその範囲を斜面直角方向に 100m に延長）
- ②切土の境界（法尻）から、切土の最大高さ  $h_2$  に対して水平距離  $2h_2$  の範囲（ただし、下流方向にはその範囲を斜面直角方向に 100m に延長）



**【パターン7】盛土+切土(平地)**

⇒<周知の範囲>以下の①②を合算した範囲

- ①盛土の境界（法尻）から、盛土の最大高さ  $h_1$  に対して水平距離  $2h_1$  の範囲
- ②切土の境界（法尻）から、切土の最大高さ  $h_2$  に対して水平距離  $2h_2$  の範囲



## 5 周知措置の実施方法

### 住民説明会

説明会は、住民は関心のある事項について直接工事主に質問ができ、工事主はそれに対して直接説明するという形式で行うものであり、住民と工事主の対話を通じて、相互の理解を深めることに寄与することが期待されています。

このことから、説明会の開催に当たっては、多くの住民が参加できるよう、開催日時や場所について十分に配慮する必要があります。また、参加できない住民に対する配慮も必要と考えられます。

なお、盛土規制法では、溪流等における 15m 超の盛土について、説明会を義務付けているところですが、これは大規模かつ災害のリスクの高い土地における工事については、周辺住民の関心が高く、事業者が直接かつ丁寧に住民に説明することが望ましいと考えられるためです。

#### ①開催の周知

開催の周知は、次のような方法が考えられます。なお、住民の参加の便宜のため、開催日から余裕をもって、行う必要があります。また、当日の説明会に参加できない住民にも工事内容が伝わるよう、周知に使用する書面や掲示物には、開催に関する情報だけでなく、「3 周知の内容」も含めて記載してください。また、不明な点があった場合の問い合わせ先は明確に記載してください。

- ・ 「4 周知の範囲」内の住居等へ開催案内を配布
- ・ 自治会の協力を得て「4 周知の範囲」を網羅できる範囲に回覧板を利用し配布

#### ②説明会の流れ

説明会の実施は下記の点に留意して実施してください。

- ・ 「3 周知の内容」を網羅できる内容の説明を行う。
- ・ 質問の時間を十分に設けること。
- ・ 質疑でその場で回答がし難い場合は後日の回答とし、回覧・ウェブページへの掲載等の方法で回答を公表すること。
- ・ 当日悪天候等により、多くの住民が参集し難い状況となった場合は日を改めること。

#### ③報告書の作成

説明会の実施後は、住民周知措置実施報告書【細則様式 2】により報告書を作成してください。報告書には、説明に使用した資料及び議事録、住民周知措置チェックリスト【参考様式】、開催を周知した範囲を示した地図を添付してください。住民から意見があった場合は議事録にその内容を記載してください。

## 書面配布

書面配布は、適切に実施することで対象の住民に確実に伝わる手段と考えられます。

工事主からの一方的な情報提供であるため、住民に正しく、かつ分かりやすい書面とすることが求められます。下記の手順で配布を行ってください。

### ①書面の作成

「3 周知の内容」を網羅できる内容を記載した書面を作成します。また、不明な点があった場合の問い合わせ先は明確に記載してください。

### ②配布の実施

住宅地図等により「4 周知の範囲」内に存する住居を把握し、書面の配布を行ってください。次の手段が考えられます。

- ・ 郵送又は郵便受けに直接投函
- ・ 自治会の協力を得て「4 周知の範囲」を網羅できる範囲に回覧板を利用し配布（各世帯が一部ずつ資料を受領できるよう、必要部数を添付し回覧すること。）

### ③報告書の作成

書面配布後は、住民周知措置実施報告書【細則様式2】により報告書を作成してください。報告書には、配布した資料と住民周知措置チェックリスト【参考様式】、周知を行った範囲を示した地図を添付してください。住民から意見があった場合はその内容が分かる書面も添付してください。

## 掲示等

掲示等の方法は、多くの住民が情報を得られる機会が発生するように、注意して実施する必要があります。具体的には下記の手順により実施してください。

### ①周辺への掲示

#### a 掲示内容の作成

掲示する内容には、「3 周知の内容」を網羅し、誰が見てもわかりやすい内容で記載し、不明な点があった場合の問い合わせ先は明確に記載してください。

#### b 工事箇所への掲示

住民が通行する場所を選び、工事現場の入口や周辺のフェンスなど見やすい位置に掲示板を設置します。工事場所が公道に接していない場合には、公道から現場に入っていく入り口に掲示を行います。

#### c 地域の住民がアクセスしやすい場所への掲示

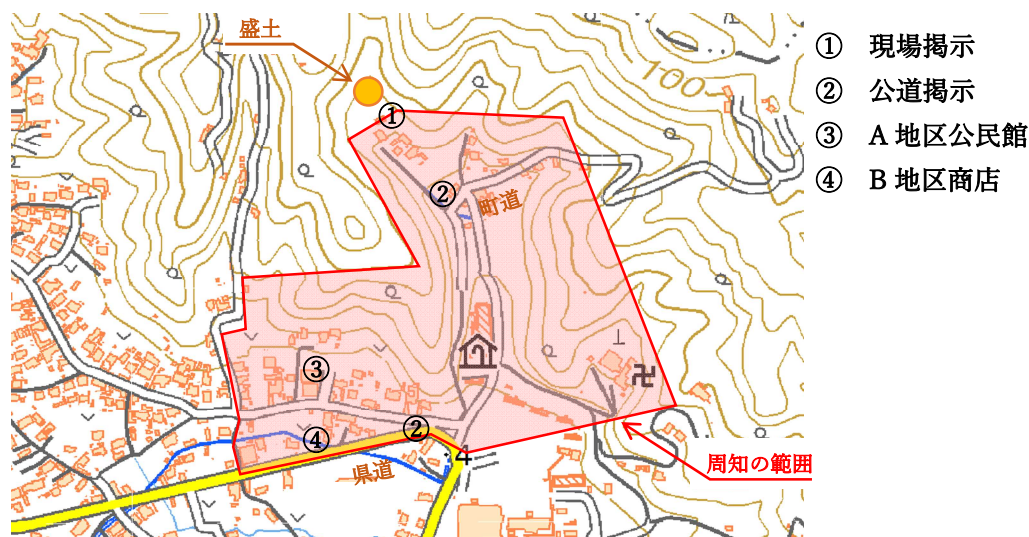
現場での掲示のみでは、住民が情報に触れる機会を十分に確保できないため上記bに加えて、地域の公民館や集会所、大型商業施設など人目に付く場所でも掲示を行って

ださい。

#### d 掲示期間

掲示期間は最低3週間以上とし、期間内に掲示物が常に視認できる状態を保ちます。掲示物の状態（雨風での劣化など）を定期的に確認し、必要に応じて更新してください。

#### ● 掲示箇所例



### ② ウェブページの配信

#### a ウェブページの作成

工事に関する専用のウェブページを作成し、このページには掲示内容と同様の情報を掲載するほか、掲示物では文量の制約から掲載できなかった詳細な情報を掲載することも検討してください。また、不明な点があった場合の問い合わせ先は明確に記載してください。

#### b 情報の発信

ウェブページを開設したら、周辺住民に周知するための手段を講じます。例えば、自治体の回覧板や地域広報紙を活用して情報を拡散します。ウェブページは最低3週間以上は公開してください。

### ③ 報告書の作成

掲示等の実施後は、住民周知措置実施報告書【細則様式2】により報告書を作成してください。報告書には掲示をした資料、掲示の状況がわかる写真、掲示をした箇所が確認できる位置図、公開したウェブページを印刷したもの及び住民周知措置チェックリスト【参考様式】を添付してください。住民から意見があった場合は、その内容が分かる書面も添付してください。

## 6 Q&A

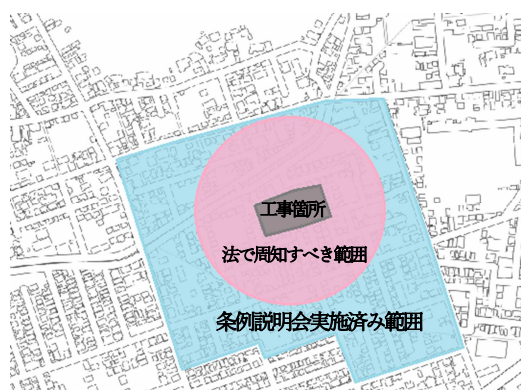
### (1) 盛土条例に基づく住民説明会の取り扱い

**Q** 「静岡県盛土等の規制に関する条例」(盛土条例)に基づき住民説明会を実施した工事計画について、盛土規制法の許可を取得する必要がある場合には新たに盛土規制法に基づく住民周知措置を実施する必要があるか。

**A** 実施済みの住民説明会の周知範囲が「盛土規制法で周知する必要がある住民の範囲」(4 周知の範囲)を満たしている場合、その説明会を盛土規制法上の周知措置とすることができます。

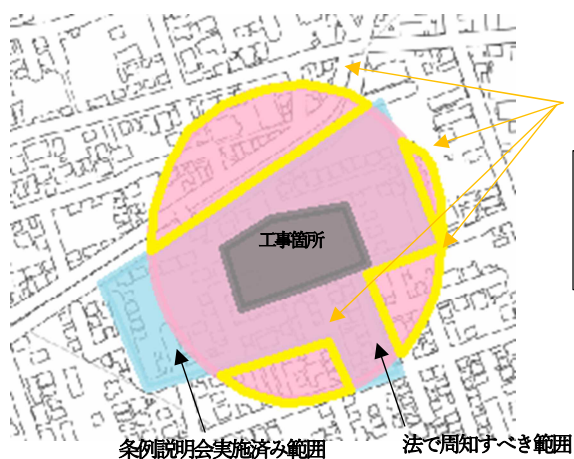
条例の説明会を周知した住民の範囲が「盛土規制法で周知する必要がある住民の範囲」を満たさない場合、周知できていない範囲に追加で周知措置を行うことで、盛土規制法上の周知措置となります。追加の周知措置は「5 周知措置の実施方法」のいずれかの方法で実施してください。

#### パターン A 周知範囲が盛土規制法の範囲を満たしている場合



追加周知は不要

#### パターン B 周知範囲が盛土規制法の範囲を満たしていない場合



追加周知必要

法で周知すべき範囲で、まだ周知ができていない箇所に追加周知を行う必要がある。

## (2) 周知の範囲が敷地内に収まる、もしくは範囲内に民家がない場合

Q 「盛土規制法で周知する必要がある住民の範囲」(4 周知の範囲)に則り、範囲を決定したが周知の範囲がその敷地内で収まる場合や該当する範囲に民家が存在しない場合はどうすれば良いか。

A 適切に範囲を決定した結果、該当する住民がいない場合には法により義務付けられた住民周知措置は不要となります。その場合は、申請書に住民周知措置実施報告書【細則様式2】の代わりに該当がない旨が確認ができる書類を添付してください。

ただし、法的な義務とは別に、隣地とのトラブルを防止するため工事着工前に隣接する土地の所有者に工事内容の周知を行うことが望ましいと考えられます。

## (3) 出された意見への対応

Q 周知措置を実施した際に、住民から出された意見についてはすべて応えなければならないか。

A 法では住民からの同意が取れていることまで求めているものではありませんが、工事の実施に理解を得られるよう誠意ある対応を行ってください。

## (4) 設計の変更があった場合の対応

Q 周知措置を行った後に、設計の変更があった場合には再度周知措置を行わなければならないか。

A 工事区域や盛土・切土の土量が大幅に変更されるなど工事内容を大きく変更するにあたっては再度周知を行うべきと考えられます。

## (5) 自治会の協力が得られない場合

**Q** 説明会や回覧板を利用するために、地元自治会へ連絡をとったが協力が得られなかった場合はどうすれば良いか。

**A** 周知範囲の決定では「自治会の範囲」という基準を設けていますがこれは、あくまで範囲の決定のために用いるもので、その自治会に協力や了解を義務付けているわけではありません。また、盛土規制法の住民周知は地元自治会を通して実施することを義務付けているものではありませんので工事主において他の手段を検討してください。

## (6) 説明会当日の工事主の出席

**Q** 説明会を工事施行者や委託業者が実施するため、当日は工事主（発注業者）は出席しない予定だが問題はないか。

**A** 説明会当日の対応を工事施行者等に委ねることを妨げるものではありませんが、周知措置の実施は工事主に課せられた義務であり、工事主の責任において実施されるものであることに御留意ください。



## 7 法令

### 【法律】

(住民への周知)

第 11 条 工事主は、次条第 1 項の許可の申請をするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、宅地造成等に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に対し、説明会の開催その他の当該宅地造成等に関する工事の内容を周知させるため必要な措置を講じなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第 29 条で同様に規定

### 【省令】

(住民への周知の方法)

第 6 条 法第 11 条の宅地造成等に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に周知させるための必要な措置は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。ただし、令第 7 条第 2 項第二号に規定する土地において同号に規定する盛土をする場合又は都道府県（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下この条及び次条第 1 項において「指定都市」という。）又は同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市（以下この条及び次条第 1 項において「中核市」という。）の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市。以下同じ。）の条例若しくは規則で定める場合にあっては、第一号に掲げる方法により行うものとする。

- 一 宅地造成等に関する工事の内容についての説明会を開催すること。
- 二 宅地造成等に関する工事の内容を記載した書面を、当該工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に配布すること。
- 三 宅地造成等に関する工事の内容を当該工事の施行に係る土地又はその周辺の適当な場所に掲示するとともに、当該内容をインターネットを利用して住民の閲覧に供すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、都道府県の条例又は規則で定める方法

(宅地造成又は特定盛土等に伴い災害が生ずるおそれが特に大きい土地)

第 12 条 令第 7 条第 2 項第 2 号（令第 18 条及び第 30 条第 1 項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める土地は、次に掲げるものとする。

- 一 山間部における、河川の流水が継続して存する土地
- 二 山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が前号の土地に類する状況を呈している土地
- 三 前二号の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあつて、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地

### 【政令】

(地盤について講ずる措置に関する技術的基準)

第 7 条

1 略

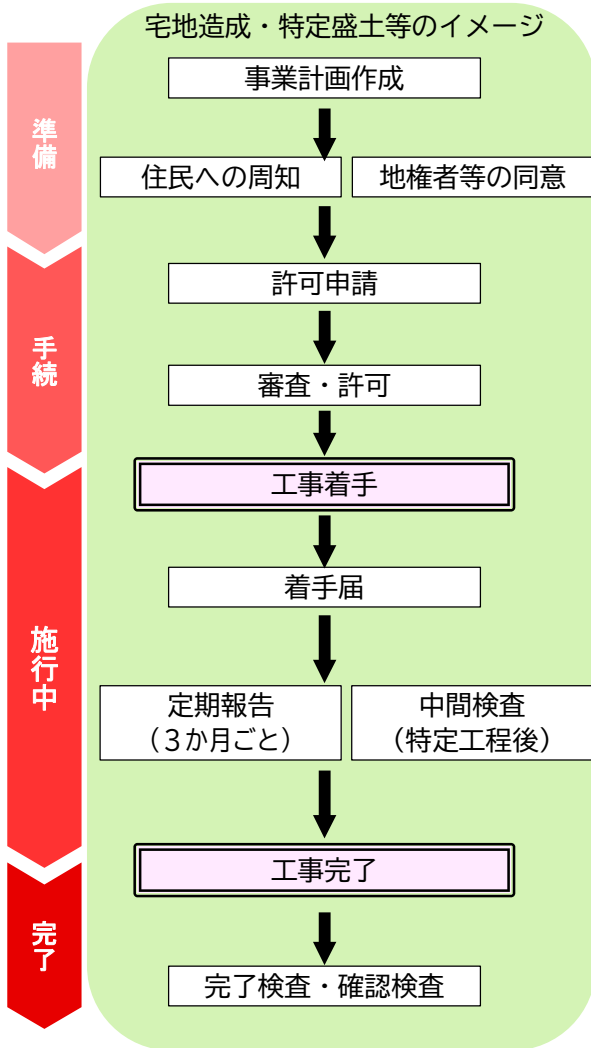
2 前項に定めるもののほか、法第 13 条第 1 項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち盛土又は切土をした後の地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

一 略

二 山間部における河川の流水が継続して存する土地その他の宅地造成に伴い災害が生ずるおそれが特に大きいものとして主務省令で定める土地において高さが 15 メートルを超える盛土をする場合においては、盛土をした後の土地の地盤について、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を行うことによりその安定が保持されるものであることを確かめること。

三 略

参考 盛土規制法申請手続きの概要



種別	添付書類
図面 関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・図面               <ul style="list-style-type: none"> <li>位置図</li> <li>地形図</li> <li>土地の平面図<sup>*1</sup></li> <li>土地の断面図<sup>*1</sup></li> <li>排水施設の平面図</li> <li>崖の断面図<sup>*2</sup></li> <li>擁壁の断面図</li> <li>擁壁の背面図</li> <li>崖面崩壊防止施設の断面図</li> <li>崖面崩壊防止施設の背面図</li> </ul> </li> <li>・構造計算書（該当する擁壁、崖面崩壊防止施設等を設置する場合）</li> <li>・大臣認定擁壁の証明書（大臣認定擁壁を設置する場合）</li> <li>・安定計算書（大規模盛土などの場合）</li> <li>・設計者の資格に係る書類（高さ5m超の擁壁や、盛土・切土をする土地の面積1,500㎡超の工事における排水施設がある場合）</li> <li>・求積図 ・工程表</li> <li>・排水施設流量計算書、防災計画平面図、防災施設構造図、防災施設構造計算書</li> </ul>
土地 権利 関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地調書</li> <li>・地権者等の同意を証する書類</li> <li>・土地登記簿謄本、公図の写し</li> </ul>
資力 ・ 信用 ・ 能力 関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資金計画書</li> <li>・盛土等に要する資金に係る預金残高証明書、資金借入又は融資証明書</li> <li>・直近3年間の財務諸表</li> <li>・直近3年間の納税証明書</li> <li>・申請者の証明書類（住民票又は法人登記事項証明書）</li> <li>・役員全員の住民票（法人の場合）</li> <li>・申請者の信用に関する申告書</li> <li>・工事施行者の施行能力を証する書類、住民票の写し又は法人登記事項証明書等</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地付近の状況写真（撮影位置図を添付）</li> <li>・周辺地域の住民へ周知を講じたことを証する書類</li> <li>・申請書類のチェックリスト</li> </ul>

※ 記載している手続き・申請書類は宅地造成・特定盛土等に係るイメージで、個別の工事によって内容は異なります。

お問い合わせ先		
名称	電話番号等	所在地
盛土対策課	054-221-2264 morido110@pref.shizuoka.lg.jp	〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6